

【誓約・同意事項】

※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

- ① 低所得者向け給付(令和5年度非課税給付、令和5年度均等割のみ課税給付、令和6年度非課税化給付及び令和6年度均等割のみ課税化給付)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

☐ はい ☐ いいえ (チェックをお願いします。)

- ② 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族分としても受給していない。

☐ はい ☐ いいえ (チェックをお願いします。)

- ③ 下記の支給要件に該当する場合、これに従い飯能市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数(※1) - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数(※2) - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、飯能市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、飯能市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 令和7年10月31日までに、申請書(請求書)の不備等があり、振込不能等の事由により支払が完了出来なかった場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑨ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。 ⇒ ☒ (チェックをお願いします。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 7 年 月 日 申請者氏名

提出書類

- ☐ 令和7年度飯能市不足額給付金申請書(請求書)
(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』

※ 運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード、パスポート等の写し(コピー)、
いずれか1つを添付してください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
※ クレジットカードと一体のキャッシュカードの場合、セキュリティ番号を隠してから両面の写し(コピー)を添付してください。

※ 以下は該当する場合のみ添付してください。

代理人が確認する場合は申請・請求者の本人確認書類に加えて

- ☐ 『代理人の確認書類の写し(コピー)』

※ 運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード、パスポート等の写し(コピー)、
いずれか1つを添付してください。

- ☐ 『調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書など』(令和6年1月2日以降に転入した方のみ)

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)